## 文例(任意後見契約公正証書の代理権目録)

①チェック方式による記載例

附録第1号様式(チェック方式)

## 代理権目録

- A 財産の権利・保存・処分等に関する事項
  - A1º甲の帰属する別紙「財産目録」記載の財産及び本契約締結後に甲に帰属する財産(預貯金[B1・B2]を除く)並びにその果実の管理・保存
  - A 2 º上記の財産(増加財産を含む。)及びその果実の処分・変更
    - □売却
    - □賃貸借契約の締結・変更・解除
    - □担保権の設定契約の締結・変更・解除
    - □その他(別紙「財産の管理・保存・処分等目録」記載のとおり
- B 金融機関との取引に関する事項
  - B1º甲に帰属する別紙「預貯金目録」記載の預貯金に関する取引(預貯金の管理、振込依頼・払戻し、口 座変更・解除等。以下同じ)
  - B 2 □預貯金口座の開設及び当該預貯金に関する取引
  - B 3□貸金庫取引
  - B4□保護預り取引
  - B 5□金融機関とのその他取引
    - □当座勘定取引 □融資取引 □保障取引 □担保提供取引
    - □証券取引(国債、公共債、金融債、社債、投資信託等)□為替取引
    - □信託取引(予定(予想)配当率を付した金銭信託(貸付信託)を含む。)
    - □その他
  - B6□金融機関とのすべての取引
- C 定期的な収入の受領及び費用の支払いに関する事項
  - C1º定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続き
    - □家賃·地代
    - □年金・障害年金その他の社会保険給付
    - □その他(別紙「定期的な収入の受領等目録」記載のとおり)
  - C 2□定期的な支出を要する費用の支払い及びこれに関する諸手続き
    - □家賃・地代 □公共料金 □保険料 □ローンの返済金
    - □その他(別紙「定期的な支出を要する費用の支払等目録」記載のとおり)
- D 生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項
  - D1□生活費の送金
  - D20日用品の購入その他日常生活に関する取引
  - D3□日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入

- E 相続に関する事項
  - E1□遺産分割又は相続の承認·放棄
  - E 2 □贈与もしくは遺贈の拒絶又は負担付の贈与もしくは遺贈の受諾
  - E3□寄与分を求める申立て
  - E 4□遺留分減殺の請求
- F 保険に関する事項
  - F 1 □保険契約の締結·変更·解除
  - F 2 □保険金の受領
- G 証書等の保管及び各種の手続きに関する事項
  - G1º次に掲げるものその他これらに準じるものの保管及び事項処理に必要な範囲内の使用
    - □登記済権利証 □実印・銀行印・印鑑登録カード
    - □その他(別紙「証書等の保管目録」の記載のとおり
  - G2□株券等の保護預り取引に関する事項
  - G 3 <sup>□</sup>登記の申請
  - G 4 □供託の申請
  - G 5□住民票、戸籍謄本、登記事項証明書その他の行政機関の発行する証明書の請求
  - G6□税金の申告・納付
- H 介護契約その他に福祉サービス利用契約に関する事項
  - H1□介護契約(介護保険契約における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約を含む。)の締結・変更・解除及び費用の支払
  - H2□要介護認定の申請及び民定に関する承認又は異議申立て
  - H3□介護契約以外の福祉サービスの利用契約の締結・変更・解除及び費用の支払
  - H4 回福祉関係施設への入所に関する契約(有料老人ホームの入居契約を含む。)の締結·変更·解除及び費用の支払
  - H5□福祉関係の措置(施設入所措置等を含む。)の申請及び決定に関する異議申立て
- I 住居に関する事項
  - I 1 □居住用不動産の購入
  - I 2□居住用不動産の処分
  - Ⅰ3□借地契約の締結・変更・解除
  - Ⅰ 4 □借家契約の締結・変更・解除
  - Ⅰ5□住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結一変更・解除
- J 医療に関する事項
  - J1□医療契約の締結・変更及び契約及び費用の支払
  - J2□病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- K JA~J以外のその他の事項(別紙「その他の委任事項目録」記載の通り)
- L 以下の各項目に関して生じる紛争の処理に関する事項
  - L 1 □裁判外の和解
  - L 2□仲裁契約

- L3□行政機関等に対する不服申立及びその手続きの追行
- L 4-1 □任意後見受任者が弁護士である場合における次の事項
- L 4-1-1□訴訟行為(訴訟の提起、調停もしくは保全処分の申立て又はこれらの手続きの追行、応訴等)
- L 4-1-2 □民事訴訟法第 55 条第 2 項の特別授権事項(反訴の提起、訴えの取り下げ・裁判上の和解、請求の放棄・認諾、控訴・上告、復代理人の選出等)
- L 4-2 □任意後見受任者が弁護士に対して訴訟行為及び民事訴訟法第 55 条第 2 項の特別授権行為 について授権すること
- L5□紛争の処理に関するその他の事項(別紙「紛争の処理等目録」記載のとおり)
- M 復代人·事務代行者に関する事項
  - M1□復代理人の選任
  - M 2 □事務代行者の指定
- N 以上の各事項に関する事項
  - N1□以上の各事項の処理に必要な費用の支払
- N2回以上の各事項の処理に関する一切の事項

新版「書証の作成と文例」日本公証人連合会編より引用

┃本様式を使用しない場合は、すべて附録第2号様式によること

## 文例(任意後見契約公正証書の代理権目録)

②包括記載方式による記載例

附録第2号様式(包括記載方式)

## 代理権目録

- 1 不動産、動産等すべての財産の保存、管理及び処分に関する事項
- 2 金融機関、郵便局、証券会社とのすべての取引に関する事項
- 3 保険契約 (類似の共済契約等を含む。)に関する事項
- 4 定期的な収入の受領、定期的な支出を要する費用の支払に関する事項
- 5 生活費の送金、生活に必要な財産の取得に関する事項及び物品の購入その他の日常生活関連取引(契約の変更、解除を含む)に関する事項
- 6 医療契約、入院契約、介護契約その他の福祉サービス利用契約、福祉関係施設入所契約に関する事項
- 7 要介護認定の申請及び認定に関する承認または、異議申し立て並びに福祉関係の措置(施設入所措 置を含む)の申請及び決定に対する異議申立に関する事項
- 8 シルバー資金融資制度、長期生活支援資金制度等の福祉関係融資制度の利用に関する事項
- 9 登記済権利証、印鑑、印鑑登録カード、各種カード、預貯金通帳、株券等有価証券、その預かり証、重要な契約書類その他重要書類の保管及び各事項処理に必要な範囲内の使用に関する事項
- 10 住居用不動産の購入、賃貸借契約並びに住居の新築・増築に関する請負契約に関する事項
- 11 登記及び供託の申請、税務申告、各種証明書の請求に関する事項
- 12 遺産分割の協議・遺留分減殺請求、相続放棄、限定承認に関する事項
- 13 配偶者、子の法定後見開始の審判の申立てに関する事項
- 14 新たな任意後見契約の締結に関する事項
- 15 以上の各事項に関する行政機関等への申請、行政不服申立て、紛争の処理(弁護士に対する民訴法 55条2項の特別授権事項の授権を含む訴訟行為の委任、公正証書の作成嘱託を含む。)に関する事項
- 16 復代理人の選任、事務代行者の指定に関する事項
- 17 以上の各事項に関連する一切の事項

新版「書証の作成と文例」日本公証人連合会編より引用

┃ やや具体的・個別的に記載した例であり、不要なものは削ることが予定されています。